

市ヶ谷基地LPS-V00002-4
令和5年3月9日

車 両 等 外 注 整 備

航 空 自 衛 隊 市 ヶ 谷 基 地

目 次

1.	総 則	2
1.1	適用範囲	2
1.2	用語の定義	2
1.3	関連文書	3
2.	役務に関する要求	4
2.1	一般	4
2.2	整備作業	4
2.3	作業内容	5
2.4	部品・材料	6
2.5	機能・性能	6
3.	品質保証	6
3.1	契約不適合責任期間	6
3.2	保管責任	6
3.3	監督・検査	6
4.	その他の指示	6
4.1	提出書類	6
4.2	官給品	6
4.3	附属品・予備品	6
4.4	計測器・試験装置	6
4.5	安全管理	7
4.6	補給上の手続き	7
4.7	仕様書の疑義	7
別紙様式第1	車両等員数表	8
別紙様式第2	必要部品及び修理要領明細書	9
別紙様式第3	修理不能発生（見込）報告書	10
別紙様式第4	車両作業用紙	11
別紙様式第5	車検整備用車両作業用紙	13
別紙様式第6	修理明細書	15

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	共 通 仕 様 書	
品 名 又は 件 名	車両等外注整備	仕 様 書 番 号	
		市ヶ谷基LPS-V00002-4	
		承 認	平成 26 年 3 月 12 日
		作 成	平成 26 年 3 月 12 日
		改 正	平成 27 年 2 月 26 日
			平成 30 年 3 月 13 日
			令和 4 年 2 月 28 日
令和 5 年 3 月 9 日			
作成部隊等名	航空中央業務隊 輸送科		

1. 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、航空自衛隊市ヶ谷基地が保有する、市販型車両支援整備の車両等外注整備について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書が優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

a) 関連文書

当該仕様書に引用する文書及び当該仕様書の参考となる文書で次のものをいう。

- 1) 引用文書とは、この仕様書に直接引用した文書及び図面をいう。
- 2) 参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

b) 個別T O等

個別T O等とは、次に示すものをいう。

- 1) 当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O）
- 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、整備基準、部品目録、図面及び電子データで整備又は修理等の基準となるもの）

c) 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

d) 法適用車両

法適用車両とは、道路運送車両法の規定が適用される車両等をいう。

e) 適用除外車両

適用除外車両とは、道路運送車両法の規定の適用を受けない自衛隊の自動車番号を有する車両等をいう。

f) 修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

- 1) 個別仕様書に規定された修理限度額を超える場合

品名	車両等外注整備
----	---------

- 2) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費及び役務費の総費用が取得価格の65%以上になる場合
- 3) 特に官側が規定した場合
- g) 監督
監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- h) 検査
検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

- a) 法令等
 - 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 - 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
 - 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
 - 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）
 - 航空自衛隊調達規則（JAFR124）
- b) 技術指令書
 - J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準
 - J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準
 - J. T. O. 00-20B-6 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令
 - J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識
 - J. T. O. 36-1-6 車両等検査要項
 - J. T. O. 36-1-52 車両等の防錆処置要領
- c) 規格
 - JIS Q 9001:2000 品質マネジメントシステム—要求事項
- d) 仕様書
 - DSP Z 9003 検査制度共通仕様書
- e) その他
 - 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）

1.3.2 参考文書

- a) 法令等
 - 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する総理府例（昭和33年総理府令第1号）
- b) 技術指令書
 - J. T. O. 00-5-1 航空自衛隊技術指令書制度
- c) 仕様書
 - DSP Z 9000B 品質管理適用共通仕様書

品 名	車両等外注整備
-----	---------

- DSP Z 9001 品質保証共通仕様書
- DSP Z 9002 品質管理共通仕様書
- C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

d) その他

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

2. 役務に関する要求

2.1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満たすものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業

契約相手方の行う整備作業の種類は、計画整備、追加整備及び計画外整備とし、個別仕様書で指定する。

2.2.1 計画整備

a) 3か月点検

3か月点検とは、法適用車両を道路運送車両法（以下、車両法という。）に基づき3か月ごとに行う点検をいう。

b) 6か月点検

6か月点検とは、法適用車両を車両法に基づき6か月ごとに行う点検をいう。

c) 1年（12か月）点検

1年（12か月）点検とは、法適用車両を車両法に基づき1年（12か月）ごとに行う点検をいう。

d) 2年（24か月）点検

2年（24か月）点検とは、法適用車両を車両法に基づき2年（24か月）ごとに行う点検をいう。

e) 継続検査

継続検査とは、法適用車両を車両法に基づき1年（12か月）ごと又は2年（24か月）ごとに行う点検とともに、車両法に定める保安基準に適合させ、自動車検査証の有効期間を更新させるまでの一連の作業をいう。

f) I 検査

I 検査とは、適用除外車両を車両等検査要項(J. T. O. 36-1-6)（以下、検査要項という。）の定期検査基準に基づき“ I ”の項目について行う点検をいう。

g) M検査

M検査とは、適用除外車両を検査要項の定期検査基準に基づき“ M ”の項目について行う点検をいう。

h) 車検整備

車検整備とは、適用除外車両を検査要項の定期検査手順に基づき“ M ”の項目について行うとともに、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の自動車の保安基準に適合させるための一連の作業をいう。

2.2.2 追加整備

追加整備とは、個別仕様書で指定した計画整備を実施した結果、不具合等が発見されたときに新たに行う整備をいう。この場合、契約担当官と調整の上、追加整備

品 名	車両等外注整備
-----	---------

されたときに新たに行う整備をいう。この場合、契約担当官と調整の上、追加整備の要求に基づき、整備作業を行うことをいう。

2.2.3 計画外整備

計画外整備とは、臨時に行う整備で個別仕様書で規定する部位等の整備作業を行うことをいう。

2.3 作業内容

この仕様書の2.2 項に示す各工程の作業は、個別仕様書で規定するほか、次により実施しなければならない。

2.3.1 計画整備等

- a) 計画整備は、関連文書に基づき目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を定められた定期点検記録簿又は車両作業用紙に記録するものとする。
- b) 計画整備及び計画外整備に先立ち附属品・予備品を車両等員数表（別紙様式第1）により員数を確認するものとする。

2.3.2 分解検査

分解検査は、要修理箇所を整備するために必要な単位に分解し、分解した部品は個別仕様書に引用する個別T O等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料等（以下、部品等という。）を判定する。なお、分解した部品等ををを除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2.3.3 修理等

修理等は、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するため、次の作業を行う。

a) 交換

交換は、個別仕様書で規定した部品等を交換する。

b) 板金・加工

板金・加工は、変形又は腐食等により原型を損なわれた場合に行い、板金加工箇所に応じ最も適した方法で行う。

c) 組立・調整

組立・調整は、この仕様書の2.3.2 項又は2.3.3 項のa)及びb)により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。

d) 潤滑

潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.4 塗装等

a) 塗装及び標識

塗装及び標識は、J. T. O. 36-1-3による。

なお、全面塗装を実施する場合、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）1回、上塗り2回以上とする。

b) 塗色

塗色は、J. T. O. 36-1-3による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

品 名	車両等外注整備
-----	---------

2.3.5 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため、個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2）を作成し契約担当官に提出するものとする。
- b) 当該車両が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、この仕様書の1.2 項f)に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第3）を作成し契約担当官に提出するものとする。

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。（官給品を除く。）
- b) 整備作業に必要な消耗品類は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方負担とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は、個別仕様書に引用されている技術指令書に適合させるものとする。なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書が優先する。

3. 品質保証

3.1 契約不適合責任期間

- a) 契約不適合責任期間は整備完成等の納入後の翌月から起算し、1年間とする。ただし、1年以内において機能不良、損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものと明らかに認められた場合とする。その場合、契約相手方は無償で再修理の責任を負うものとする。なおこの判定については両者協議のうえ決定する。
- b) リサイクル部品については、個別仕様書で規定する期間とする。

3.2 保管責任

車両等の引き渡し後の一切の責任は契約相手方とし、整備期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、契約相手方の責任とする。

3.3 監督・検査

監督・検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領等により実施するものとする。

4. その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を作成した場合、速やかに監督官に提出しなければならない。

- a) 車両等員数表（別紙様式第1）
- b) 車両等作業用紙（別紙様式第4）、車検整備用車両等作業用紙（別紙様式第5）
- c) その他契約担当官の指示するもの。

4.2 官給品

官給品は、官給品を使用するものとし、官給品の品目、数量については、修理明細書（別紙様式第6）による。

品 名	車両等外注整備
-----	---------

4.3 附属品・予備品

附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に指定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

4.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものを使用するものとする。

4.5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生するおそれのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等含む。）に基づき、適切に安全管理を実施しなければならない。

4.6 補給上の手続き

次に示す補給上の手続きについては、監督官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した部品等の返納処置

4.7 仕様書の疑義

この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

車両等員数表

車種				車番			
保有部隊名				搬入会社名			
品 名		確認欄 (✓)				備 考 (不具合等記入)	
		搬入 → 搬出					
		部 隊	整 備	会 社	整 備	部 隊	
車両外観及び内装等							
車 載 品	車検証						
	自賠償保険						
	リサイクル券						
	消火器						製造年 年
	発煙筒						有効期限 年 月まで
	非常信号灯 (電池式)						作動確認 良好 ・ 不可
	工具一式						
	スペアタイヤ						
	三角停止表示板						
	取扱説明書						
その他特記事項							
搬入日 (契約会社へ)		保有部隊 点検者名					
年 月 日		↓ 整備班 点検者名					
		↓ 搬入会社 確認者名					
搬出日 月 日		↓ 整備班 点検者名					
受領日 月 日		↓ 保有部隊 点検者名					

文 書 管 理 情 報			
文 書 管 理 者 : 航空中央業務隊輸送科長	開 示	部分開示	不開示
一元的な管理に : 同上	作成時	○	
責任を有する者 :	区分 :	1	2
分 類 番 号 : E-10-126		3	4
作 成 年 月 日 :		5	6
取 得 年 月 日 :	理 由 :		
保 存 期 間 : 1年未満			
保存期間満了日 :			
本 紙 含 め : 1枚			
配 布 先 :			

必要部品及び修理要領明細書

航空自衛隊
航空中央業務 殿
契約担当官

住 所
会 社 名
代表者名

印

契約番号		物品番号	
品 名		車両番号	

項目 番号	作 業 項 目		時間	区分	単価	金 額
作 業 費 小 計						
項目 番号	交換部品	物品・部品番号	数量	単位	単価	金 額
部 品 費 小 計						
合 計						
総 合 計 (税込)						

時間:(点)は、自動車整備標準作業点数表による。

(調)は、調査時間による。

修理不能品発生(見込)報告書

航空自衛隊
航空中央業務 殿
契約担当官住 所
会 社 名
代表者名

印

記

調達要求番号		数 量	
契 約 番 号		金 額	
契 約 年 月 日		納 期	
品 名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監 督 官 印

確 認 年 月 日

階 級 氏 名

印

注:必要部品及び修理要領明細書(別紙様式第2)を添付するものとする。

車両等作業用紙(一般車両)				整備作業チェック記号																											
車種	検査の種類	I: <input type="checkbox"/> 、M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換: ※印		✓ 良好	T 締付																										
自動車番号	所属部隊			× 調整	C 清掃																										
開始日付	完了日付			×× 取換	L 給油																										
				××× 修理	分解したら記号を○で囲む																										
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																								
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																											
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																											
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																											
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																											
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																											
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																											
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																											
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																											
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																											
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																											
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																											
II. 制動装置				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部																											
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※				3. コイル・スプリングの損傷																											
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																											
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																											
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																											
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																											
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																											
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																											
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																											
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																											
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm			後 mm		後 mm				後 mm		後 mm		V. 動力伝達装置			
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm																				
		後 mm		後 mm				後 mm		後 mm																					
11. ブレーキ・チャンパの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																											
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																											
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) リーズ・フォーク先端の遊び																											
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																											
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) プッシュロッド寸法等																											
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																											
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																											
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																											
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																											
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																											
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのエニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm			後 mm		後 mm				後 mm		後 mm		8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm																				
		後 mm		後 mm				後 mm		後 mm																					
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				(1) スプライン部の摩耗によるがた																											
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																											
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																											
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																											
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				VI. 電気装置																											
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				1. スパーク・プラグの状態																											
III. 走行装置				2. 点火時期																											
1. タイヤの状態				3. ディストリビュータのキャップの状態																											
(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																											
(2) タイヤの亀裂、損傷				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																											
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				VII. 原動機																											
*タイヤの溝の深さ				1. 低速と加速の状態																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙	2. 排気の状態																								
CO	HC	黒煙																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙	3. エア・クリーナ・エレメントの状態																								
CO	HC	黒煙																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙	4. エア・クリーナの油の汚れと量																								
CO	HC	黒煙																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																								
CO	HC	黒煙																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙	6. エンジン・オイルの漏れ																								
CO	HC	黒煙																													

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
IX. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用			17. シヤシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可

付記又は特記事項

点検（整備）時の総走行距離

k m

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	---------	--

車両等作業用紙(一般車両)					整備作業チェック記号																												
車種		検査の種類	I: <input type="checkbox"/> 、M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換: ※印		✓ 良好	× 調整	×× 取換	××× 修理	T 締付	C 清掃	L 給油																						
自動車番号		所属部隊			分解したら記号を○で囲む																												
開始日付		完了日付																															
点検項目			記	備考	点検項目			記	備考																								
I. かじ取り装置					2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																												
1. ハンドルの操作具合					3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																												
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※					4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																												
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み					5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																												
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷					6. リア・ホイール・ベアリングのがた																												
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷					IV. 緩衝装置																												
6. ステアリング・ナックル連結部のがた					1. リーフ・スプリングの損傷 ※																												
7. ホイール・アライメント					2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																												
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷					(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																												
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※					(2) スプリング・ブラケットの取付部																												
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み					(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																												
II. 制動装置					(4) トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部																												
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※					3. コイル・スプリングの損傷																												
2. ブレーキの効き具合 ※					4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																												
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※					(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																												
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※					(2) サスペンションの各連結部のがた																												
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態					(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																												
6. リザーバ・タンクの液量 ※					5. エア・サスペンションのエア漏れ																												
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷					6. エア・サスペンションのペローズの損傷																												
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷					7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																												
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷					8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																												
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク					9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> </tr> </table>					前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm		V. 動力伝達装置						
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm																							
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																								
11. ブレーキ・チャンパの機能					1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																												
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能					(1) クラッチ・ペダルの遊び																												
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり					(2) リリース・フォーク先端の遊び																												
14. ブレーキ倍力装置の機能					(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																												
15. ブレーキ・カムの摩耗					(4) ブッシュロッド寸法等																												
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間					2. クラッチの作用																												
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗					3. クラッチ液の量																												
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷					4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																												
19. バック・プレートの状態					5. トランスミッション、トランスファのオイル量																												
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間					6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																												
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚					7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> </tr> </table>					前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm		8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた						
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm																							
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																								
					(1) スプライン部の摩耗によるがた																												
					(2) 自在継手部の摩耗によるがた																												
					9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																												
					10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																												
III. 走行装置					VI. 電気装置																												
1. タイヤの状態					1. スパーク・プラグの状態																												
(1) タイヤの空気圧(スベア・タイヤ含む)					2. 点火時期																												
(2) タイヤの亀裂、損傷					3. ディストリビュータのキャップの状態																												
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗					4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ※																												
*タイヤの溝の深さ					5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																												
					VII. 原動機																												
					1. 低速と加速の状態																												
					2. 排気の状態																												
					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>							CO	HC	黒煙																			
CO	HC	黒煙																															
					3. エア・クリーナ・エレメントの状態																												
					4. エア・クリーナの油の汚れと量																												
					5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																												
					6. エンジン・オイルの漏れ																												

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
IX. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーン的作用			17. シャシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊長等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可

付記又は特記事項

機 器 に よ る 検 査

制動力	前輪	左	N	排出ガス	一酸化炭素(CO)	%
		右	N		黒煙	%
	中間	左	N		光吸収係数	m-1
		右	N		炭化水素(HC)	ppm
	後輪	左	N		警音器音量	デシベル
		右	N		サイレン	デシベル
	手動	左	N		近接排気音騒音	デシベル
		右	N		定常走行騒音	デシベル
引きずり	前輪	左	N	速度計	測定速度	km/h
		右	N		誤差	km/h
	中間	左	N		横滑量	指針の振れ
		右	N	トーイン		mm
	後輪	左	N	トーアウト	mm	
		右	N			
前照灯	高度	左	cd			
		右	cd			
	左	左右	mm			
		上下	mm			
	右	左右	mm			
		上下	mm			

点検（整備）時の総走行距離

km

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	----------	--

修理明細書

物品番号		型 式	
品 名		車 番	

整備内容明細					
項目	作業項目等	数量	時間	単価	金額
工賃小計					

交換部品明細					
項目	部品名	部品番号	数量	単価	金額
部品費小計					

工賃小計+部品費小計	
合計(税込)	

時間:(点)は、自動車整備標準作業点数表による。

(調)は、調査時間による。